

# キャンパスペイプリペイド利用規則

## 第1条（目的）

本規則は、静岡大学IC学生証、静岡大学生協ICメンバーズカード（以下、「CPカード」という）を利用した静岡大学生生活協同組合（以下、生協という）の決済システム「キャンパスペイプリペイドシステム」（以下、「CPプリペイド」という）に関する事項を定めたものです。

## 第2条（定義）

CPカードとは、非接触型ICチップを搭載した学生証、メンバーズカードをいいます。

2 本規則および別に定める利用細則における「会員」とは、CPカードを持ち、CPプリペイドを利用するものをいいます。

3 CPプリペイドとはCPカードを使って行う前払い式のプリペイド決済システム、およびポイントシステム、利用履歴照会システムをいいます。

4 CPカードを持ち、CPプリペイドを利用した会員は、本規則および細則を承諾したものとみなします。

## 第3条（ICメンバーズカードの発行）

生協組合員でかつIC学生証を所持しないものがCPプリペイドの利用申込をした場合、キャンパスペイ専用カード「静岡大学生協ICメンバーズカード」を発行しお渡します。

## 第4条（CPプリペイドの利用）

会員は、CPカードに搭載されたICチップを利用して生協の提供する商品やサービス、ならびに生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができます。ただし生協組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合があります。

2 決済可能な利用商品・サービスは生協店舗における掲示並びに生協WEBページに掲載することで通知します。

3 CPプリペイドは、会員本人以外の使用を禁じます。

4 CPプリペイドの利用にあたっては、この規則および細則を遵守するものとします。

5 大学を卒業、退学、退職等の事由によりCPカードを所持できなくなったとき、会員でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとします。

## 第5条（不正使用等の禁止）

搭載されているICチップの偽造、変造、改ざん、その他の不正な方法による使用を禁じます。

#### 第6条（紛失・盗難）

会員がCPカードを紛失、又は盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続きを行うこととします。

2 紛失、又は盗難にあった当該CPカードを発見した場合は、所定の手続きにより生協に届け出ることとします。CPプリペイドは、生協が認めるとき再利用できる場合があります。

3 CPカードを紛失、盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた、「プリペイド残高の不正使用」、「ポイントの不正使用」等、一切の損害については、会員が負担するものとします。

#### 第7条（CPカードの再発行）

会員は、紛失、盗難、汚損、その他の理由によりCPカードの再発行を受けた場合には、CPプリペイドの利用再開について所定の申請書を生協に提出し承認を得るものとします。

2 静岡大学ICメンバーズカードを利用する会員が、カードの再発行を受ける場合、2,000円（消費税別）の手数料を負担するものとします。

#### 第8条（個人情報）

生協は、別に定める個人情報保護方針に従い、申込あるいはCPプリペイドを利用することによって生協が入手した会員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないこととします。

2 生協は、CPプリペイドおよび関連するシステム運用に必要な業務を生活協同組合連合会大学生協東海事業連合（以下、「事業連合」という）に委託します。

3 会員は前項の業務委託に関わり、生協加入申込、CPプリペイド利用申込、及び各種届出書に関わる個人情報および、紛失、盗難及び利用資格喪失に関する事実が生協から事業連合へ通知されることに同意するものとします。

#### 第9条（届出事項の変更）

会員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うこととします。

2 会員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担することとします。

#### 第10条（CPプリペイドの利用停止）

会員は、会員が次の何れかに該当した場合、生協が提供する商品やサービスについて、CPプリペイドの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

① 申し込み時に虚偽の申告をした場合

- ② 本規則のいずれかに違反した場合
- ③ CPカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ ICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤ その他、会員のCPプリペイドの利用状況が適当でないと生協が判断した場合

#### 第11条（免責）

会員は、本規則を遵守することとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担することとします。

#### 第12条（通知）

会員への通知は、生協店舗における掲示、ならびに生協ホームページへの掲載をもって行うこととします。

#### 第13条（準拠法・合意管轄裁判所）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用され、会員は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協の所在する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第14条（改廃）

本規則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知します。

2 本規則が改定され、その改定が会員に通知されたあとに、会員がCPプリペイドを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

#### 第15条（施行）

本規則は2015年9月11日から施行します。